

8-4 広報・広聴活動の充実

(中期目標)

機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組むこと。

その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど、戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努めること。

(中期計画)

機構は、国民生活にとって不可欠な「水」の安定供給及び洪水被害の防止・軽減等に取り組むことを通じて社会に貢献することをその使命としていることから、災害等発生時における迅速・的確な情報発信はもとより、平常時において機構が果たしている役割や業務等についても、子どもから大人まで幅広い世代の国民の理解と関心を深められるような広報・広聴活動に取り組む。

その際、訴求対象やPRポイントを踏まえつつ、適切な媒体を活用するなど戦略的な広報を推進するとともに、その効果の検証に努める。

具体的には、以下の取組を実施する。なお、その際に新型コロナウイルス感染症対策に十分留意する。

- ① 国民のニーズや関心に応えるため、機構が発行する広報誌、ウェブサイト、SNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努める。さらに、機構職員一人一人が広報担当者であることを認識し、平常時に機構が果たしている役割や業務等も含めて、「水のプロ集団」として働く姿を通じ機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進する。
- ② 機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙と連携し、機構業務内容の重要性や必要性について、積極的な広報を実施する。
- ③ 災害発生時等の緊急時においては、水源地域の住民や関係地域住民等に状況が正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供する。
- ④ 水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の関心を高めるため、「水の日」(毎年8月1日)及び「水の週間」(毎年8月1日～7日)を始めとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画する。
- ⑤ DX推進プロジェクトにおいて得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かな地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図る。
- ⑥ 事業活動に伴う環境保全の取組等を取りまとめた環境報告書を毎年度作成し、公表する。
- ⑦ 機構施設に係る水質の状況や水質向上に関する機構の取組を取りまとめ、公表する。

(令和4年度から令和6年度における取組)

① 国民の関心を高めるための取組

■ 積極的な広報の取組

各年度年初に策定した年間広報業務方針において、(1) 利水者、地域住民等の関係者との連携を通じた広報の展開、(2) マスコミ等との連携の強化、(3) オンライン、SNS、動画等デジタル技術を含む各種媒体の活用、(4) 「水資源機構」の認知度向上、(5) 広報のスキルアップ等を重点的に実施すべき事項とし、積極的な広報に取り組んだ。

また、令和4年度には水資源開発公団が設立されて60年を迎えたことから当該年度における広報活動では水資源機構60周年記念事業との連携を年頭に置いて実施した。

■ 広報誌「水とともに」の発行

誌面において、機構が担う事業や業務はもとより、機構主催のイベント、機構施設が所在する地域の話題やトピックス、職員や関係機関の皆様が日頃携わる仕事や「顔」が見えるコメント、気象キャスターの方々による寄稿やミス日本「水の天使」による施設訪問、インターンシップに参加した学生の特集など、幅広い世代に关心を寄せていただけるような話題をタイムリーで分かりやすい記事に心がけ、年間4回（季別）発行した。

広報誌は、毎号4,400部発行し、関係機関への配布はもとより、より広く关心をよせていただけるよう駅や図書館など集客が多い箇所に配置するとともに、ホームページへの掲載、SNSで発信している。（写真-1）



写真-1 水とともに（各号）

■ 記者発表、ホームページ、SNS等による情報発信

機構事業や施設管理に関連する渇水情報、防災操作、施設の安全利用点検等を積極的かつタイムリーに記者発表するとともに、ホームページに掲載することにより新聞等（専門紙を含む。）に1,503件掲載された（渇水・洪水等を除き、385件の記者発表に対し、1,338件掲載）。（表-1）

表-1 記者発表件数及び新聞等掲載件数

年度	記者発表	(渇水・洪水等除く)	新聞等掲載	(渇水・洪水等除く)
令和4年度	142件	111件	456件	372件
令和5年度	184件	146件	530件	467件
令和6年度	156件	128件	517件	499件

令和4年度に機構ホームページ（本社）について、アクセシビリティなど閲覧者に配慮するとともにキッズページを新設し、子どもたちにも関心を寄せてもらえるようペーパークラフトを掲載する等の工夫を行った。

X（旧Twitter）やYouTubeなどのSNSを活用し、各施設の役割や職員の働く姿、イベントなどの幅広く関心を寄せられるような話題や情報を発信した。（写真-2）



写真-2 X・YouTube投稿例

■ 60周年事業

「水のプロ集団」としての機構の存在価値を全ての役職員が再認識し、機構の使命の達成のための一層の努力を促す機会とすべく、水資源機構60年記念事業として、以下の事業を実施した。

1) 60年記念ロゴの制作と活用

役職員アンケートにより60年記念ロゴを選定し、機構が発行する印刷物に貼付しているほか、令和4年5月から「ダムカード」・「水の恵みカード」に貼付して配布を開始したところSNS上で話題となつた。

2) ダムライトアップ

令和4年5月1日の創立記念日の節目をコロナ禍で迎えるに当たり、水源地域への感謝とともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止が長期に及ぶ中、全ての皆様に対しエールを込めた「暗夜を照らす星空とダムの共演」と題し、利根川水系の草木ダム、荒川水系の浦山ダム、木曽川水系の阿木川ダム、淀川水系の一庫ダム・比奈知ダム、吉野川水系の早明浦ダム、そして筑後川水系の大山ダムの計7つのダムでライトアップを行った。テレビ番組で事前の告知が行われたほか、各種新聞でも報道された。

3) 60年史の制作

60年記念対談を行い、「60年史特別編」として特別編に編集の上関係者に配布した。また、機構の実績等を取りまとめた「60年史本編」を制作した。

4) 主要出来事アンケートの実施

役職員を対象として10年ごとに区切って主要出来事についてのアンケートを行い、併せてそれについてのコメントを募った。アンケート結果の概要は広報誌「水とともに」2022年冬号に掲載した。

5) 60年記念パネルの制作・展示

水系ごとにアレンジできる60年記念パネルを制作し、庁舎のみならずイベント開催時のほか、事務所最寄り図書館等において掲示した。

6) 60年記念動画の制作と放映

水系ごとに15秒・30秒の60年記念動画を制作しホームページで公開しているほか、駅や市役所、ショッピングセンターなど公共の場に設置されているサイネージにおいて放映した。

7) 業界紙等への寄稿

日刊建設工業新聞(6/16)、日本水道新聞(12/12)及び水道産業新聞(12/26)において60年記念特集が組まれ記事を寄稿した。また、農業農村工学会誌「水土の知」などの学会誌にも寄稿し60周年を迎えたことを紹介した。

8) その他の取組

各事務所においても、60年ロゴのバッジの製作と着用、とりわけ、中部支社においては、「第67回愛知県高等学校商業実務総合競技大会」へ水資源機構から提供したテーマとともに60年記念ロゴを活用した作品制作がなされるなど、創意工夫がされた取組が行われた。



写真-3 「水とともに」特集記事60年記念対談、水資源機構60年史

■ 発信力の高い気象キャスター等との交流を通じた機構の取組の認知度向上

安定して用水をお届けするための施設操作や、大雨がもたらす洪水を調節する防災操作は、日々刻々と変化する気象や水象、河川の流況を観測するとともに精度の高い気象状況を予測することが重要であり、このことを広く一般に認知いただけるような手法として、毎日、天気予報を報道される気象キャスターなど発信力の高い方々と意見交換や施設見学を通じて交流を重ねている。

令和4年以降、毎年初夏に気象キャスターとの交流会を、秋に現地見学会をそれぞれ開催したほか、貯水池の状況等を紹介した映像情報を提供し、多くのテレビ局の天気予報のコーナーなどで現地取材の様子や映像を通じて機構が担う業務や施設の役割について報道された。

令和5年7月から8月にかけて矢木沢ダム等で貯水率が低下したが、渇水が見込まれる段階でダムの貯水状況と節水について天気予報で紹介された。また、それらを通して機構が担う役割や施設の役割について報道された。



写真-4 貯水率が低下した矢木沢ダム、テレビ局の取材を連日受けける職員

■ 広報のスキルアップ

「職員一人一人が広報担当者である」との認識を向上させ、広報に携わるスキルや心がけることが出来るように、職種にかかわらず実施される階層別研修において広報に関する講義を実施した。

また、より効果的な広報につながるよう、各事務所等で作成する広報計画に基づく取組状況や改善等の意見交換を行い、PDCAサイクルを推進している。

機構の個別の施設名は地域において認知されているものの、その管理主体である機構の認知度は低い。このことから施設看板類の一斉点検を行い看板の掲示内容や設置状況について実態等を把握したうえで、機構施設に設置する看板類は、施設名とともに機構名が分かりやすく表示され、認知向上につながるよう、ロゴの表記、デザイン、色、フォント等について統一した基準を示したマニュアルを令和5年9月に制定した。本マニュアルに基づき、各施設において優先度の高いものから順次計画的に看板類の整備を進めている。また、令和6年12月には「独立行政法人水資源機構ビジュアルアイデンティティガイドライン」を制定し、名刺や記者発表資料等においてロゴの表記等について統一した基準を示して運用を開始した。

② 主要業界紙を活用した機構の認知度向上

■ 紙面による機構施設の紹介

機構の認知度向上を図るため、機構施設所在地や利水者などの機構業務と関係の深い団体が発行する広報誌や雑誌に写真や図も含めて寄稿し、また、資料等を提供することにより、これらの媒体が発行する広報媒体を通じて機構施設とその役割を紹介した。

令和4年度は水資源機構60年記念事業として、主要業界紙である「日刊建設工業新聞」において、社会を支える基幹インフラとしてのダム・水路の重要性などについて、京都大学の角教授と理事長の対談記事の作成に協力したほか、「日本水道新聞」及び「水道産業新聞」において、副理事長のインタビュー記事の作成に協力した。これらの記事に併せて、機構事業等を紹介する記事を寄稿した。また、農業農村工学会誌「水土の知」などの学会誌や「月刊ダム日本」などの専門誌にも積極的に寄稿した。

③ 災害発生時の緊急時における迅速かつ的確な情報提供

台風や前線による豪雨時は、早い段階から情報を収集・整理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に記者発表、SNSにより情報発信を行い、防災操作等の報道に対応している。

令和5年7月豪雨時における寺内ダムからの緊急放流操作では、地元放送局が放送した緊急特集において取材依頼があり、寺内ダムが担う治水の役割や緊急放流を行った経緯等について丁寧に説明したことにより、一般市民に当時のダム操作の状況に加え、緊急放流の効果や必要性が分かりやすく伝えられた。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては、給水支援のため可搬式浄水装置（2台）を被災地（珠洲市）に派遣したことを1月5日に記者発表した後、可搬式浄水装置を同市野々江町（野々江総合公園内の亀ヶ谷池）に設置し9日から生活用水として自衛隊等に供給を開始したことや、12日からは水質検査を終え、飲用水として供給を開始したことを記者発表した。この支援活動は、多くの報道機関による現地取材がなされ、その様子が全国ネットのニュース番組などで報道された。（写真－5）





写真-5 被災地（珠洲市）での給水支援に対する取材に応じる様子

■ 災害支援に関する積極的な広報

可搬式浄水装置による給水支援活動の状況を記者発表とともに、ホームページやXなどを通じて、給水支援の経過や日々の給水量など関心が寄せられる情報を分かりやすくタイムリーに紹介し多くの注目を集め、テレビやラジオの取材に取り上げられた。(写真一6、7) また、国土交通省による活動報告の資料にて、写真の掲載があった。

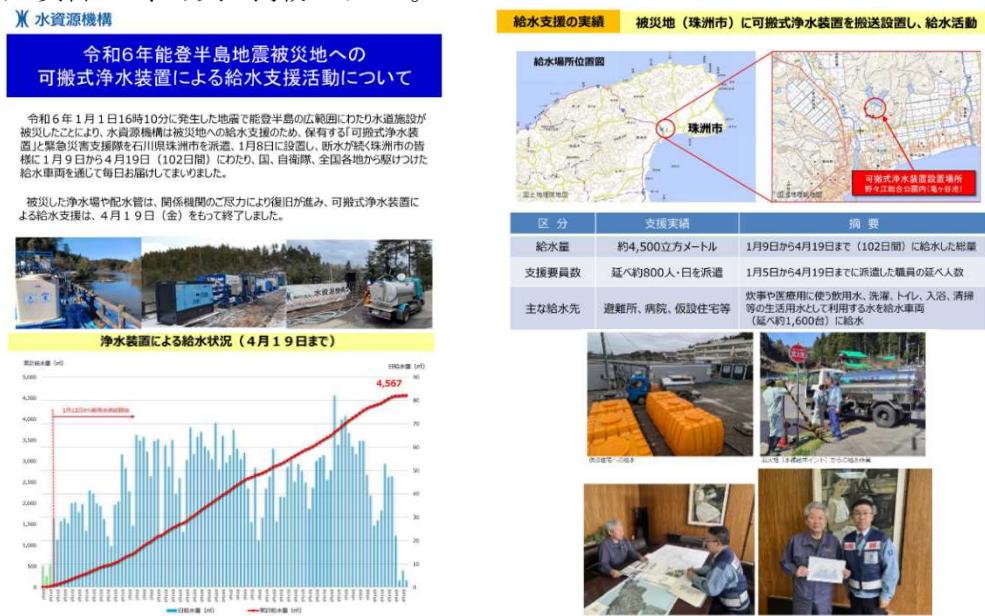


写真-6 ホームページへの給水状況の掲載



写真-7 給水支援状況のXへの投稿



活動記録動画

④ 関係機関等と連携した効果的な広報の展開

■ 事業の進展等を紹介した広報展開

事業完了や本格工事の着手による式典や周年行事の開催に当たり、利水者や地元関係機関をはじめ、広く関心を寄せられるよう報道機関に対し公開し地元紙に掲載された。

また、イベント等の実施に当たっては、複数の関係する施設や事務所が連携して実施することに

より相乗効果が生まれ、より多くの方々の関心が寄せられるよう取り組んでいる。

- 布目ダム管理開始30周年記念式典（令和4年10月8日）

記念式典）のほか、ダム内部の見学や湖面巡視体験、スタンプラリー、ダム天端道路への提灯の飾り付けや噴水のライトアップを行い、その様子は地元新聞紙等で報道された。
- 琵琶湖開発事業完成30周年（令和5年1月28日）

令和4年7月より一般の方から「水へのメッセージ」を募り、「琵琶湖の水」へのメッセージ発表会を開催した。「琵琶湖の水」へのメッセージの一部を紹介するとともに、そのメッセージについて水の天使をはじめとするパネリストによるディスカッションを実施し、その様子は地元新聞等で報道された。
- 藤原・奈良俣再編ダム再生事業完了式（令和5年5月20日）

一般来訪者が多く来訪する「みなかみ3ダム点検放流」イベントの奈良俣ダムでの開催に併せて挙行し、事業完了による治水機能向上について、多くの方々に关心を寄せられるように国土交通省と連携して開催した。
- 早明浦ダム再生事業起工式（令和5年8月5日）

放流設備の増設工事が本格化するに当たり、地元関係者、利水者の方々をはじめ、地元小中学生を招き開催した。また、「早明浦ダム再生事業記念カード」を発行し、事業による洪水調節の効果について動画で分かりやすく紹介した。
- 福岡導水通水開始40周年

令和5年11月に通水開始40年を迎えた福岡導水について、建設当時携わった職員を招き、技術伝承につながるよう座談会を開催し、広報誌「水とともに」（冬号）に紹介した。
- 寺内ダム再生事業着手式（令和6年2月3日）

度々豪雨災害に見舞われる地元朝倉市と共に、寺内ダムが担う役割の大切さや事業で期待される効果を紹介した。
- 利根導水路大規模地震対策事業完工式（令和6年3月9日）

平成26年度より実施してきた大規模地震に対する耐震対策事業の完了に当たり、地元関係者等を招いた完工式を開催し、事業紹介動画やパネルで利根導水路事業の歴史や施設の重要性、工事の実績等について紹介した。
- 香川用水通水50周年

香川用水は、水道用水が暫定通水開始してから50周年を迎え、香川用水が担ってきた役割や歴史とともに記念式典の開催について広報誌に特集記事で掲載した。
- 室生ダム管理開始50周年記念式典（令和6年11月14日）

室生ダムは管理開始から50周年を迎えたことから50周年記念式典を挙行し、報道されるとともに広報誌に特集記事を掲載した。
- 利根川河口堰大規模地震対策事業着手式（令和6年12月7日）

利根川河口堰のゲート設備の補強・更新、門柱、管理橋の耐震補強等を実施する利根川河口堰大規模地震対策事業の事業着手式を挙行し、報道されるとともに広報誌に特集記事を掲載した。
- 香川用水施設緊急対策事業完了報告会（令和7年2月8日）

令和2年度より実施してきた香川用水施設の機能保全及び大規模地震に対する耐震化を行う香川用水緊急対策事業について事業を完了するにあたり、池田香川県知事をはじめ、事業に関係する方々を招待した事業完了報告会を開催した。報告会について新聞で報道されるとともに広報誌に掲載した。

■ 「水の日」「水の週間」啓発活動と連携した取組

「水の日」を盛り上げるための水の日・水の週間紹介動画について、浦山ダム（令和4年度）及び愛知用水（令和5年度）において撮影されYouTubeで公開されるなど、水の週間行事を通じた広報を実施した。なお、浦山ダムで撮影された動画について1か月で約25万回の再生を記録したほか、愛知用水で撮影された動画は、愛知県庁でのポスターの掲示がなされ、動画は愛知県庁内、知多半島道路パーキングエリア、AEONショッピングセンターで放映された。（写真-8）



写真-8 動画「水の源をたどる旅」

⑤ DX推進プロジェクトで得た経験や知見の情報発信による機構認知度の向上

機構の先進的な取組が多くの報道機関や専門紙に取り上げられることにより、利水者をはじめとする関係者のほか、多くの方に機構の活動や取組が紹介され認知度向上につながった。

また、令和6年度には機構の先進的な取組（SIP□期「スマートインフラマネジメントシステムの構築」、BRIDGE）を広報誌で紹介するとともに、事業のあらましにおいても水資源機構でのDX取組事例のページを新たに設けるなど、認知度向上に取り組んだ。

■ DX推進プロジェクト等において得た経験や知見の利水者等関係者への情報発信

【研修・講演・情報交換の取組状況】

秋田県、新潟県、宮城県、富山県、愛知県、三重県、香川県議会、全国土地改良施設管理事業推進協議会、愛知用水土地改良区兵庫県、島根県、徳島県、熊本県、山梨県、石川県、佐賀県、水資源機構かんがい排水事業推進協議会、東京都水道局



写真-9 利水者、地方公共団体等を対象とした講演（左：三重県、右：東京都水道局）

⑥ 環境保全の取組等の取りまとめ

■ 「環境報告書」の作成・公表

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）に定められた特定事業者として、同法に基づき、機構が実施した環境に関する様々な取組をまとめた「環境報告書」を作成し（写真-10）、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信した。

報告書は、アンケート意見を反映させるとともに、学識経験者から第三者意見を聴取し、報告書の信頼性と質の向上を図った。

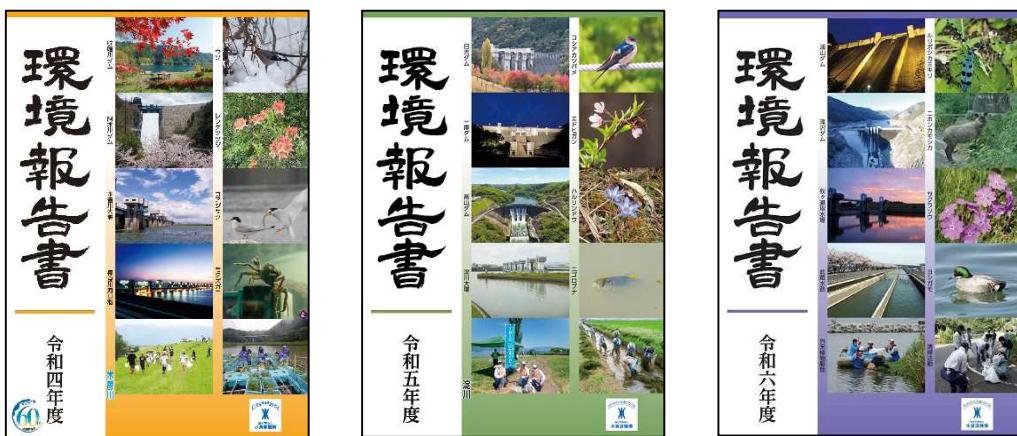


写真-10 環境報告書（令和4年度～令和6年度）

⑦ 水質の状況と機構の取組等の取りまとめ

■ 「水質年報」の作成・公表

管理施設の水質調査データ等の情報を収集・整理した「水質年報」を毎年取りまとめ、機構ウェブサイトにより公表するとともに、水質年報を収載したCDを利水者や関係機関等に配布して広く情報発信した。

(中期目標の達成見通し)

水資源開発施設等や水資源の重要性について、国民の关心を高めるような情報提供を積極的に行うため、本社、支社局、事務所の各階層において様々な広報の取組を積極的に実施するとともに、機構が発行する広報誌、ウェブサイト及びSNS等の手法を通じ、分かりやすい情報の発信に努めた。さらに、機構の認知度の向上を図るため、SNS等の積極的な活用による情報の発信を促進した。

機構業務と関係の深い建設・設備・資材業者に対して、機構の認知度の向上を図るため、主要業界紙に機構の取組の特集記事や広告などの掲載や、気象キャスターや利水者の方々との意見交換会を行うことで、機構業務内容の重要性や必要性について積極的な広報を実施した。

台風や前線による豪雨時には、早い段階から情報を収集・整理し、機構内LANを活用した情報共有を図るとともに、緊急時の広報として機構のウェブサイトを通じ、水源地域の住民や関係地域住民等に正しく伝わるよう、関係機関と調整を図りつつ、迅速かつ的確に情報を提供した。特に、令和5年度の能登半島地震の被災地への迅速な給水支援活動に係る記者発表や現地での取材対応は、地元報道機関をはじめ全国ネットのニュースなど多くの報道機関を通じ機構の給水支援活動の様子が紹介された。

水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について広く国民の关心を高めるため、「水の日」及び「水の週間」をはじめとして、地方公共団体やその他関係機関と連携し、水に関する各種行事等に参画することで、広報・広聴活動の充実を図った。

DX推進プロジェクトにおいては、淀川水系のダムによる洪水調節容量の貯留水を活用した発電や、ダム貯水池の堆砂除去に係る非接触による積状況を事前把握の技術研究など、水資源機構が長年培ってきた技術力や先進的な取組が高い評価を得たことを積極的に発信し、機構の認知度の向上を図った。

利水者、地方公共団体等を対象とした研修や講演、情報交換において、水路施設のDX推進プロジェクト等において得た経験や知見を利水者等関係者に広く情報発信することにより、安全で豊かに地域づくりに貢献し、機構の認知度の向上を図った。

機構が実施した環境に関する様々な取組をまとめた「環境報告書」及び管理施設の水質調査データ等の情報を収集・整理した「水質年報」を毎年作成し、機構ウェブサイトにより公表するとともに、関係機関等に配布して広く情報発信した。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しである。

8-5 地域への貢献等

(1) 環境の保全

(中期目標)

業務の実施に当たっては、環境の保全との両立を図ることとし、水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指した環境保全対策、良好な景観形成等に取り組むこと。

(中期計画)

水資源の開発又は利用と自然環境の保全との両立を目指し、機構が策定した「環境に関する行動指針」に基づいて環境保全への取組を着実に実施することにより、事業実施区域及びその周辺の自然環境の適切な保全を図る。

- ① 新築・改築事業においては、動植物、生態系、水質、景観等の保全を図るために、自然環境調査及び環境影響予測を実施する。その結果に基づき、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施する。

なお、環境保全対策等の実施については、専門家等の指導・助言を踏まえて実施する。

- ② 管理業務においては、施設が周辺の自然環境に与える影響の把握が必要な場合等には、自然環境調査を実施し、その結果に応じて必要な環境保全対策を実施する。

また、堆砂対策及び生物の生息・生育環境や景観等の河川環境保全の観点から、河川管理者、地方公共団体、利水者、地域住民等と協議や意見交換を行い、ダム下流河川への堆積土砂還元、フラッシュ放流等の取組を積極的に推進する。

- ③ 施設整備に際しては、構造物が周辺の景観と調和するよう、形状、デザイン及び色彩に配慮する。

(令和4年度から令和6年度における取組)

① 新築及び改築事業における動植物、生態系、水質、景観等の保全の取組

■ 自然環境調査・環境影響予測の実施

新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るために、自然環境調査や環境影響予測を実施し、専門家の指導・助言を踏まえて、必要に応じて影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施した（表-1）。

新たに事業着手した筑後川水系ダム群連携事業及び寺内ダム再生事業は、専門家等からなる環境保全委員会を令和5年10月に設置し、委員会の助言を得ながら自然環境調査及び環境影響予測を実施した。

また、環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施し、環境保全措置を行った小石原川ダムでは、事後調査の結果を報告書にとりまとめて令和5年12月に機構ウェブサイトに公表した。

表-1 動植物、生態系、水質、景観等の保全の取組の事例

年度	モニタリング調査実施数	主な環境保全対策のモニタリング
令和4年度	4事業	猛禽類、移植植物、環境保全地の調査（思川開発）、猛禽類調査（豊川用水）、保護移転したオオサンショウウオ調査（川上ダム）、移植植物調査（早明浦ダム再生）
令和5年度	4事業	水鳥類調査（利根大堰）猛禽類、移植植物、環境保全地の調査（思川開発）、猛禽類調査（豊川用水）、移植植物調査（早明浦ダム再生）
令和6年度	3事業	猛禽類、移植植物、環境保全地の調査（思川開発）、猛禽類調査（豊川用水）、移植植物調査（早明浦ダム再生）

自然環境の保全の取組事例

○取組事例1 オオサンショウウオの保全対策 (川上ダム)

川上ダムでは、湛水予定区域のオオサンショウウオを湛水予定区域の上流に保護移転する保全対策を平成28年から令和3年まで実施した。令和4年度から6年度は、湛水域や湛水域上流で確認された個体の生息状況調査を実施した。

湛水域上流のオオサンショウウオの移転先では、堰等の横断構造物に遡上路を設置、河岸に人工巣穴を設置する等、オオサンショウウオの生息環境の整備を行っており、利用実態調査では、人工巣穴において産卵が確認された。



オオサンショウウオの
人工巣穴調査状況

○取組事例2 ムカシヤンマの移植 (思川開発)

思川開発では、事業による影響を受けると予測されるムカシヤンマの保全に取り組んでいる。ムカシヤンマの幼虫は、水がしたたり落ちるような斜面に生息しており、湿った土やコケの間にトンネルを掘って生活しているため、同様な生息環境を整備し、移植を行うことを検討している。令和4年度から6年度は、幼虫の生息状況の把握を継続して実施するとともに、貯水予定域の生息地から事業の影響を受けない生息確認湿地への移植試験を実施した。試験の結果、移植地に移植した幼虫の生息が確認できた。



巣穴内のムカシヤンマの幼虫

○取組事例3 環境アセスメントへの対応 (小石原川ダム)

小石原川ダムでは、「環境影響評価法」に基づく環境影響評価を実施し、平成16年3月に「筑後川水系小石原川ダム建設事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)を公告・縦覧した。環境保全措置のうち、移植等に関する知見及び野外における移植等の事例が少なく、影響予測の不確実性の程度が大きいと判断された保全対象の植物7種(ミヤコアオイ、ナガミツルキケマン、ミズマツバ、オニコナスビ、マルバノホロシ、ヒメナベワリ、エビネ)を事後調査の対象として、工事の実施中及び供用開始後に事後調査を行った結果、植物7種全ての個体移植が適切に行われたと判断された。事後調査の報告書は、令和5年12月に小石原川ダムのホームページにて公表した。

https://www.water.go.jp/chikugo/koishi/env/post_inv.html



オニコナスビ (開花)



ヒメナベワリ (開花)



ナガミツルノキケマン (開花)

② 管理業務における自然環境保全の取組

■ 自然環境調査の実施

管理業務においては、施設が環境に与える影響を把握するため、令和4年度から令和6年度において、延べ35施設で魚類の遡上調査、河川や湖沼における動植物調査等の自然環境調査を実施した。

河口堰や取水堰では、設置した魚道の機能を確認するための魚類遡上調査を継続的に実施している。長良川河口堰では、AIによる画像認識技術を用いて稚アユの遡上数の測定を行い、令和6年度には、稚アユ約124万匹の遡上を確認した（写真－1）。また河口堰を通過した稚アユが長良川中・上流域まで遡上していることをビデオ撮影により確認した（写真－2）。



写真-1 魚道を遡上する稚アユ



写真-2 長良川中流域におけるアユ遡上状況

霞ヶ浦及び琵琶湖では、水位変動が生態系へ及ぼす影響を把握するため、動植物調査を実施して基礎データを蓄積した（写真－3）。



<植物調査(左)、鳥類調査(右) (霞ヶ浦開発) >



<ヨシ帯調査 (琵琶湖開発) >



写真-3 動植物調査状況 (霞ヶ浦開発及び琵琶湖開発)

■ ダム下流河川への堆積土砂還元の取組

ダムにより下流河川への土砂の流下が阻害されるため、ダムの貯水池内で採取した堆積土砂をダム下流の河川内に置土又は投入し、ダムの放流水によって流下させる土砂還元の取組を、令和4年度から令和6年度において、延べ17ダムで、関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ実施した（表－2）。これにより、ダム下流河川において「粗粒化の改善」、「生物生息環境の改善」といった河川環境保全に一定の効果が得られた。

表-2 ダム下流河川への堆積土砂還元の取組状況

年度	実施ダム	
令和4年度	7ダム	下久保、浦山、滝沢、室生、青蓮寺、比奈知、一庫ダム
令和5年度	5ダム	高山、室生、青蓮寺、比奈知、一庫ダム
令和6年度	5ダム	高山、室生、青蓮寺、比奈知、一庫ダム

■ フラッシュ放流等の取組

下流河川の流況を改善することにより、生物の生息・生育環境及び河川環境の保全を図ることを目的として、河川の流況に応じてダムからの放流量を増量し流況に変化を与えるフラッシュ放流や弾力的管理試験等の取組を実施した。

1. フラッシュ放流の実施

フラッシュ放流は、魚類の餌となる付着藻類の剥離の促進及び河床堆積物の流掃を目的とし、ダム放流量を一時的に増加させる取組である。

令和4年度から令和6年度において、洪水期に向けて平常時最高貯水位から洪水貯留準備水位までダムの貯水位を低下させるドローダウンの時期に合わせ、延べ11ダムでフラッシュ放流を実施した（表-3）。これにより、ダム下流では、河川内の攪乱、シルト・土砂の流出・移動、溜まり・よどみの洗浄等の効果が確認されたほか、部分的に付着藻類等の流掃が確認された。これは、河床がリフレッシュされ、河川環境が改善されたものと考えられる。

表-3 フラッシュ放流の取組状況

年度	実施ダム	
令和4年度	3ダム	室生、青蓮寺、比奈知ダム
令和5年度	3ダム	高山、室生、青蓮寺ダム
令和6年度	5ダム	高山、室生、青蓮寺、比奈知、布目ダム

2. 弾力的管理試験の実施

弾力的管理試験は、ダム下流の河川環境の保全を目的として、洪水調節容量の一部に流水を貯留し（活用貯留水）、魚類の生息場の環境改善、無水・減水区間（瀬切れ等）の解消、付着藻類の剥離、河床堆積物の流掃、河川景観の回復等様々な目的に応じて、維持流量に活用貯留水を上乗せした放流を行い、モニタリングによりその効果検証を行うものである。

令和4年度～令和6年度において、延べ20ダムで弾力的管理試験要領に基づき、適切に実施した（表-4）。

表-4 弾力的管理試験の取組状況

年度	実施ダム	
令和4年度	6ダム	下久保、草木、滝沢、新宮、富郷、寺内ダム
令和5年度	7ダム	草木、滝沢、徳山、一庫、富郷、新宮、寺内ダム
令和6年度	7ダム	草木、滝沢、徳山、一庫、池田、富郷、寺内ダム

③ 景観に配慮した施設整備

■ 新築・改築・修繕における景観への配慮

施設の新築や改築に際しては、地域特性を考慮して策定している景観コンセプトに基づく整備方針により、構造物が周辺の景観と調和するよう、景観に配慮した施設整備に取り組んだ（表-5）。

表-5 景観に配慮した施設整備事例

年度	事務所名	施設整備内容
令和4年度	思川開発建設所	「豊かな森の自然とダム水面の調和について」を景観コンセプトとして、周辺の景観との調和に配慮した管理棟の整備を行った。
令和5年度	高山ダム管理所	貯水池内への進入路の整備にあたり、ガードレール等の構造物が周辺の景観と調和するよう色彩等に配慮した。
令和6年度	木曽川下流域景観の特徴である「輪中堤」内の「水屋」をイメージした揚水機場建屋の整備を行った。	木曽川下流域景観の特徴である「輪中堤」内の「水屋」をイメージした揚水機場建屋の整備を行った。

④ 環境に関する基本理念、基本方針及び行動計画の見直し

■ 環境に関する基本理念、基本方針及び行動計画の見直し

令和6年8月に、新たに（第3次）「水循環基本計画」が閣議決定されたところであるが、今後5年間で重点的に取り組むべき主な内容として、「2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進」等が掲げられるなど、令和6年度は、機構も環境分野へ取り組む姿勢を見直すべきタイミングであった。

ここで機構は、あらゆる事務・事業・管理の局面で、機構が有する施設の特徴を最大限に活用し、「脱炭素・資源循環」、「生物多様性」及び「水源地域プランディング」に意識的に取り組むことを基本理念に据えて取り組むべきと考え、令和6年度に、環境に関する基本理念・基本方針及び行動

計画の総点検と見直しに着手した。

(中期目標の達成見通し)

新築及び改築事業において、動植物、生態系、水質、景観等の自然環境の保全を図るため、新たに事業着手した筑後川水系ダム群連携事業等において自然環境調査や環境影響予測を実施するとともに、思川開発事業等においては、環境影響予測の結果に基づき、専門家の指導・助言を踏まえて、影響を回避、低減及び代償するための環境保全対策を講じるとともに、モニタリング調査を実施した。

令和4年度から令和6年度において、管理業務においては、延べ35施設において魚道の機能を確認するための魚類遡上調査等の自然環境調査を実施するとともに、関係機関、利水者、地域住民との協議や意見交換を踏まえ、延べ17ダムでダム下流河川への堆積土砂還元、延べ11ダムでフラッシュ放流、延べ20ダムで弾力的管理試験を実施するなど、取組を積極的に推進した。

施設の新築や改築に際しては、景観コンセプトに基づく整備方針により、構造物が周辺の景観と調和するよう景観に配慮した施設整備に取り組んだ。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しである。

(2) 利水者等の関係機関との連携

(中期目標)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関する地方公共団体、住民等と協働で取り組むこと。

また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO 等を含めた多様な主体との連携及び協力をを行うよう努めること。

- ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。
- ② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

利水者等の関係機関との緊密な関係の更なる強化のため、積極的な情報発信や意見交換を実施する。

- ① 利水者等に対し、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト縮減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供を行うとともに、要望等の把握や意見調整を行う。
- ② 利水者等の要望・意見を的確に把握するとともに、要望等を踏まえた的確な対応を行うこと等により、利水者等へのサービスの一層の向上を図る。
- ③ 利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性に関して、関係機関の理解を促進するための取組を進める。

(令和4年度から令和6年度における取組)

① 業務運営に関する情報提供等

毎年度、機構の経営理念の達成に向けた機構の様々な取組、予算・決算の状況、コスト縮減の取組、負担金支払方法等に関する情報提供等を行うため、利水者をはじめとする関係機関に対し、説明会等（写真-1）を実施した。

■ ダム等建設事業

各建設事業において、関係利水者や関係機関、学識経験者等で構成する事業費等監視協議会を開催し、過年度の事業実施状況や当年度の事業執行計画等を説明した。

思川開発事業については、関係利水者、関係都県及び機構で構成する「思川開発事業監理協議会」を開催し、事業費及び事業工程を報告したほか、毎月1回、進捗状況を関係利水者や関係都県に情報提供了。

藤原・奈良俣再編ダム再生事業（奈良俣ダム関係）については、事業完了を受け、藤原ダムと合同で、関係利水者、関係地方公共団体、国土交通省関東地方整備局及び機構で構成する「藤原・奈良俣再編ダム再生事業のコスト管理等に関する連絡協議会」を開催し、事業完了までにかかった事業費及び事業工程等を説明した。

川上ダム建設事業は、令和5年度に開催した第18回「淀川水系ダム事業費等監理委員会」において、工事完成に伴う総括報告を行った。

丹生ダム建設事業については、学識経験者等で構成する淀川水系ダム事業費等監理委員会を開催（写真-1）し、事業概要、事業進捗状況等を報告した。

早明浦ダム再生事業については、学識経験者等で構成する早明浦ダム再生事業費等監理委員会を開催し、事業概要や実施内容及びコスト縮減の取組等を報告した。

筑後川水系ダム群連携事業及び寺内ダム再生事業については、学識経験者等で構成する筑後川局ダム建設事業費等監理委員会を開催（写真－2）し、事業概要、当年度の実施内容及び今後の事業工程等を報告した。



写真－1 淀川水系ダム事業費等監理委員会　写真－2 筑後川局ダム建設事業費等監理委員会

■ 用水路等建設事業

毎年度、事業ごとに事業執行計画、予算要求の内容等について関係利水者への説明会を開催し（写真－3）、関係利水者との合意形成、連携強化に努めるとともに、前年度の事業実施状況、当該年度の事業執行計画についての情報提供及び負担金支払に係る事前調整を行うなど、事業運営に関して調整を図った。また、関係利水者の当該年度支払の負担金の予算の確保に必要な概算要求の状況等についての情報提供を行った。



写真－3 筑後川下流用水総合対策事業に関する説明会

■ 管理業務

毎年度、各支社局・本部において、事業計画及び管理費負担金に係る説明会、概算要求案等に係る説明会を実施した。

また、管理運営協議会等の開催や各現場における視察等（写真－4）を通じて施設等の役割や効果及び重要性、防災業務の取組状況等の情報提供を行い、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係利水者等との連携強化に努めた。



写真－4 早明浦ダムユーザー視察会

② 利水者の利水者等の要望・意見の的確な把握と対応

■ 利水者アンケート調査とフォローアップの実施

令和5年度に、機構の業務運営に対する利水者の要望・意見を把握するため、水道事業者等の利水者や関係都府県の窓口部局等に対し利水者アンケートを実施した（アンケートは隔年度に実施。前回実施は令和3年度）。また、把握した要望等について機構内で検討を行い、事業説明及び予算説明等において積極的な情報提供に努め必要な改善を行うなどの的確なフォローアップを行うことにより、利水者等に対するサービスの一層の向上に取り組んだ（写真-5）。



写真-5 ダム施設見学会（布目ダム）

③ 関係機関の理解を促進するための取組

■ 利水・治水への取組の全体像等に関する情報発信

利水者等関係機関への第5期中期目標期間の中期計画説明会、建設事業に関わる現地視察や、管理業務に関わる施設説明会、管理運営協議会（用水路等全20施設）でのリスクコミュニケーションを通じて、建設事業の必要性、施設の役割や維持管理、インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水の効果について説明した。

■ 関係機関主催の協議会への参加

水資源機構は、豊川総合用水土地改良区が令和6年7月2日に設立した、「豊川用水次世代農業推進協議会」に農林水産省、愛知県、関係市町村、関係機関等とともに構成員として参加し、同日に開催された設立総会に理事長が出席し、関係機関との連携強化を図った。

この協議会は、豊川用水地域の農業の現状を踏まえた「総合政策提案」を実行する母体として設立され、農業の持続的発展のために、豊川用水の高度な利用はもとより、「生産」から「消費」に至る検討等を行う場とされた。

(中期目標の達成見通し)

機構の経営理念の達成に向けた様々な取組として、管理業務では、事業計画及び概算要求等の利水者等説明会や管理運営協議会等を開催し、予算・決算の状況、コスト縮減、負担金支払方法等に関する情報提供等を行うとともに、現地視察や防災業務の取組状況等の情報提供を行うなど、機構の取組に理解を深めていただくことで、関係利水者等との連携強化を図った。

また、利水者等の要望・意見をより的確に把握するため、令和5年度には水道事業者等の利水者や関係都府県の窓口部局等に対し利水者等アンケートを実施しており、アンケート結果に基づく要望や意見に対してフォローアップを行い、サービスの一層の向上を図った。

利水・治水への取組の全体像やインフラマネジメントの重要性について、利水者をはじめとする関係機関の理解を促進するため、現地視察、施設説明会及び管理運営協議会にて、建設事業の必要性、施設の役割や維持管理、インフラマネジメントの重要性、施設の利水・治水の効果について説明した。

豊川総合用水土地改良区が設立した豊川用水次世代農業推進協議会に構成員として参加し、同日に開催された設立総会に理事長が出席し、関係機関との連携強化を図った。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しである。

(3) 水源地域等との連携

(中期目標)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域のニーズを把握した上で水源地域振興等に関する地方公共団体、住民等と協働で取り組むこと。

また、水源地域及び利水者等に加え、地域振興を担う民間事業者、地域住民の団体、NPO 等を含めた多様な主体との連携及び協力をを行うよう努めること。

- ① 適切な役割分担の下に効率的な業務の実施を図るため、利水者をはじめとした関係機関に対し、業務運営に関する適時適切な情報提供を行うこと等により積極的な連携を促進すること。
- ② 水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地方公共団体、住民等と積極的な連携を図ること。また、上下流交流を推進し、水源地域と下流受益地の相互理解を促進すること。

(中期計画)

水源地域等の自立的・持続的な活性化と流域圏の発展に貢献するため、地域との対話によりニーズを把握したうえで水源地域振興等を関係者と協働して取り組む。

- ① 水源地域と下流受益地の相互理解促進のため、ダム施設等を核とした上下流交流を実施する。
- ② 地域の発展に貢献するとともに施設の役割等の理解を得るため、施設周辺地域の方々と交流の場を設け、情報共有に努める。併せて、地域の観光資源である湖面、湖岸及び湖周辺の利活用を推進する。
- ③ 流域内の森林保全を通じて、土砂・流木の貯水池流入抑制や水源涵養機能の向上に資する取組を関係者と連携して推進する。

(令和4年度から令和6年度における取組)

① 水源地域と下流受益地の相互理解促進の取組

■ ダム等建設事業における上下流交流等の実施

ダム等建設事業を所管する事務所において、本社・支社局と事務所が連携を図り、水源地域と下流受益地の相互理解促進のための上下流交流等を実施し、信頼関係の構築や情報の共有に努めた(表-1)。

表-1 ダム等建設事業における上下流交流等の実施状況

事業名	上下流交流	地域行事への参加協力	施設見学会等の実施	清掃活動	その他(環境保全等)
思川開発	○	○	○	○	○
木曽川水系連絡導水路				○	○
丹生ダム建設(事業廃止)	○				
早明浦ダム再生事業	○	○		○	○
筑後川水系ダム群連携事業	○			○	
寺内ダム再生事業	○			○	

■ 管理施設における上下流交流等の実施

令和4年度から令和6年度において、延べ157のダム等管理施設において、上下流交流等の実施を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有に努めた(表-2)。

また、上下流交流や地域活性化交流等を通じた持続的かつ自立的な水源地域の未来形成に向けて、取組の課題や先進的な取組事例等を共有し、意見交換を行うことで、各地域の水源地域振興の取組の更なる深化を目指すことを目的として、「水源地域未来会議」が毎年度、国土交通省の主催で開催

されている。令和6年度第2回水源地域未来会議は、令和6年11月1日（金）にあさくら3ダム（寺内ダム・江川ダム・小石原川ダム）の位置する福岡県朝倉市において開催され、水資源機構は、福岡県、朝倉市とともに後援として参画し、その実施に貢献した。

表-2 管理施設における地域交流活動の実施状況（令和6年度の例）

No.	施設名	上下流交流	地域行事への参加協力	施設見学等の実施	清掃活動	その他（環境保全等）	No.	施設名	上下流交流	地域行事への参加協力	施設見学等の実施	清掃活動	その他（環境保全等）
1	矢木沢ダム			○		○	28	三重用水		○	○	○	
2	奈良俣ダム	○		○		○	29	琵琶湖開発		○		○	○
3	下久保ダム			○	○	○	30	高山ダム		○	○	○	
4	草木ダム		○	○	○	○	31	青蓮寺ダム		○	○	○	
5	群馬用水			○			32	室生ダム		○	○		
6	利根大堰等		○	○				初瀬水路					
7	埼玉合口二期				○		33	布目ダム		○	○	○	○
8	秋ヶ瀬取水堰等		○	○	○		34	比奈知ダム		○	○	○	○
9	印旛沼開発		○	○	○	○	35	一庫ダム	○	○	○	○	○
10	北総東部用水					○	36	日吉ダム		○	○	○	○
11	成田用水					○	37	正蓮寺川利水			○		
12	東総用水		○	○			38	淀川大堰※					
13	利根河口堰		○				39	川上ダム		○	○	○	
14	霞ヶ浦開発		○		○		40	池田ダム			○		○
15	霞ヶ浦用水			○	○		41	早明浦ダム		○	○	○	○
16	浦山ダム	○	○	○	○	○		高知分水					
17	滝沢ダム	○	○	○			42	新宮ダム		○	○	○	○
18	房総導水路		○	○	○	○	43	富郷ダム		○	○	○	○
19	豊川用水		○	○	○		44	旧吉野川河口堰等		○	○	○	
20	愛知用水	○	○	○	○	○	45	香川用水		○	○	○	○
21	岩屋ダム	○	○	○		○	46	両筑平野用水			○	○	○
22	木曽川用水		○	○	○		47	寺内ダム	○	○	○	○	
23	長良導水						48	筑後大堰		○	○	○	
24	阿木川ダム		○	○	○	○	49	筑後川下流用水			○	○	
25	長良川河口堰		○	○	○	○	50	福岡導水		○	○	○	
26	味噌川ダム	○	○	○	○		51	大山ダム	○	○	○	○	○
27	徳山ダム	○		○	○	○	52	小石原川ダム			○	○	

※国土交通省に管理委託しているため対象外

○ さいたまの水と森ふれあい体験（滝沢ダム）

令和4年5月22日に神流川ビジョン推進協議会主催の「神流湖ゴミゼロ活動」が開催され、下久保ダムと神流湖の湖面、周辺の清掃活動が行われた。この活動は、下流地域のNPO法人や水道関係者が、地元から参加される方々と清掃活動を行い、水の大切さを再認識するとともに、水源地域をとりまく現状・問題について理解を深めていたいいただくことを目的に開催している。平成16年から毎年開催されていたが、令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から開催が中止となっていたため、3年ぶりの開催となった。当日は、下久保ダムの見学も行われ、参加者にダムの役割等についても理解を深めていただいた（写真-1、2）



写真-1 清掃活動に参加した参加者

写真-2 ダム見学の実施状況

○ 2023 みなかみ春の3ダム点検放流（矢木沢ダム、奈良俣ダム）（令和5年度の例）

令和5年5月20日・21日に利根川源流水源地域ビジョン奥利根地区の重点施策となっている「みなかみ3ダム春の点検大放流」をみなかみ町、地元住民、地元観光協会・商工会、国土交通省及び水資源機構で組織するみなかみ3ダム春の点検大放流実行委員会の主催で開催した。イベント当日は東京・埼玉をはじめとする利根川下流域からの参加者が50%以上来場（藤原ダム約700人、奈良俣ダム約1,000人、矢木沢ダム約1,300人）され、年に一度の洪水吐からの点検放流を観覧していくだくとともに普段は入ることができないダム堤体内などを見学していただき、ダムの役割や水源地域の大切さについて理解を深めていただいた。本イベントは、利根川下流域の方々に水源地域みなかみ町を知っていただく非常に効果的な上下流交流の場となっており、水源地域の活性化にも寄与している（写真-3、4）。



写真-3 矢木沢ダムの点検放流状況



写真-4 奈良俣ダムの点検放流状況

○ 愛知用水のふるさと 牧尾ダムを訪ねて・上下流交流会（愛知用水総合管理所）（令和5年度の例）

令和5年8月7日に愛知用水の受益市町等で構成する「愛知用水事業推進協議会」主催のイベントとして、「愛知用水のふるさと 牧尾ダムを訪ねて・上下流交流会」を愛知用水総合管理所牧尾管理所において開催した。愛知用水の水源地である牧尾ダム近隣の小学校と、愛知用水受益地にある小学校の生徒が、牧尾ダムで一緒に、施設見学や、ダムの仕組み・愛知用水の使われ方などについて学ぶことで、愛知用水についての理解と交流を深めていただいた（写真-5、6）。



写真-5 上下流交流会の参加者



写真-6 施設見学の状況

○ 香川用水県外水源地学習事業 （早明浦ダム）（令和5年度の例）

「香川用水県外水源地学習事業」は、香川県内の小学4年生および中学1年生を対象に、香川用水の県外水源地である早明浦ダムの見学を通じて、水の大切さやそれを守ってきた先人の苦労の足跡を学ぶ機会を提供するとともに、水源地域の人々との交流を深めてもらうことを目的として、平成6年度から実施している。令和5年度は、児童・生徒合わせて約1,100人が早明浦ダムを訪れ、ダムの働きと水の大切さについて理解を深めていただいた（写真-7、8）。



写真-7 早明浦ダムの概要説明



写真-8 早明浦ダムの現場見学

○ 豪雨災害からの復興を祈念したライトアップ（寺内ダム）（令和5年度の例）

寺内ダムでは、平成29年7月豪雨で被災した地元朝倉市の復興を祈念したライトアップを寺内ダムライトアップ実行委員会が中心となり、令和2年より開催している。

令和5年度は寺内ダム管理開始45周年の記念ライトアップとして下流広場に光のアートを行い、令和5年11月22日から11月26日の5日間で約3,000人が訪れ、ダム下流の防災のみならず、地元朝倉市の観光資源として地域振興にも活用されている（写真-9、10）。



写真-9 寺内ダムライトアップ



写真-10 会場の状況

○ 夏休み水のふるさと体験会（奈良俣ダム）（令和6年度の例）

群馬県と東京都で設立している利根川水系上下流交流事業実行委員会主催の「夏休み水のふるさと体験会」が令和6年8月20日及び21日に開催され、東京都内在住の小学生と保護者の方が奈良俣ダムの見学に訪れました。

参加した小学生たちは、職員から奈良俣ダムの役割などについて説明を受けた後、巡回船に乗船してダム貯水池の巡回体験や、高低差約130mのダム堤体エレベータで気温差約20℃のダム底部に降りて、利水バルブ室や約450mの長さの水路トンネルを見学しました。この体験会を通じて、東京都の水源でもある奈良俣ダムの水の使われ方や水源地域の大切さなどについて理解を深めていただきました。（写真-11、12）。



写真-11 堤体内部の見学状況



写真-12 貯水池巡回の体験状況

○ 愛知用水利水者連絡協議会による植樹祭（愛知用水総合管理所）（令和6年度の例）

令和6年10月16日に愛知用水の受益市町や土地改良区など29団体で構成する「愛知用水利水者連絡協議会」が主催する植樹祭が開催されました。この植樹祭は平成3年の愛知用水通水30周年を記念して採択された「愛知用水サミット宣言」に基づく上下流交流活動の一環として実施されています。この植樹祭を通じて、水源地域の大切さなどについて理解を深めて頂きました。（写真-13、14）。



写真-13 植樹の状況



写真-14 植樹祭の参加者

○ よし笛コンサート&トークセッション（日吉ダム管理所）（令和6年度の例）

令和6年10月14日に日吉ダム堤体内のインフォギャラリーを活用して、木津川流域を拠点として活動されている「NPO法人 地域と自然」主催のよし笛コンサートと地域連携をテーマとしたトークセッションが開催されました。当日は100名以上の参加者があり、参加者の方は、美しいよし笛の音色を楽しむとともに、「NPO法人 地域と自然」の代表者や地元で地域連携に取り組んでいる「龍の森プロジェクト」の代表者などを交えて、水源地域におけるイベント継続の必要性や他の流域との交流の必要性などが説明され、参加者の方に改めて水源地域の大切さを確認して頂きました。（写真-15）。



写真-15 よし笛コンサート&トークセッションの状況

■ ダム所在市町村アンケート調査とフォローアップの実施

水源地域の発展に貢献するとともに、ダム施設の役割等の理解を深めることや水源地域との連携を図ることを目的として、令和6年10月から12月にかけて、ダム施設が所在する34の市町村を対象として、ダム所在市町村アンケート（アンケートは中期目標期間の最終年度の前年度に実施。前回実施は令和2年度）を行い、結果をとりまとめた。アンケート結果に基づき把握したニーズを踏まえ、関係者と協働して水源地域振興等に取り組んでいく。

② 施設周辺地域の方々との交流及び観光資源としての利活用推進

■ 施設周辺地域の方々との交流及び観光資源としての利活用の取組

○ ダム堤体内を利用した日本酒の貯蔵による地域活性化（阿木川ダム）（令和4年度の例）

阿木川ダムでは、「阿木川ダム水源地域ビジョン」に位置づけられている「地域産業の振興（新たなる特産物の創出）」の一環として、恵那市・中津川市に所在する5つの醸造会社と協働で、ダムの堤体内に日本酒を貯蔵する取り組みを令和4年8月9日から開始した（写真-16、17）。



写真-16 貯蔵の実施状況



写真-17 貯蔵初めを記念した集合写真

○ 布目ダム管理30周年記念（布目ダム）（令和4年度の例）

布目ダムでは、管理開始30年を迎えたことを記念して、令和4年10月8日に「布目ダム30周年記念イベント」を開催した。式典では、奈良市長（代理）や山添村長から30周年の祝辞を賜った後、一般参加者も交えて30周年を祝うくす玉開披を行った。イベントでは、地元の方々による出店や奈良市観光協会、山添村のマスコットキャラクターの来場等に加えて、ダム堤体内の見学や湖面巡視体験を実施することで、来場者にダムの役割等について理解を深めていただいた。また、夜には、ダムの堤頂道路沿いに30周年文字入りの提灯を飾り、ダムのライトアップを行うとともに、山添村観光協会による竹灯籠の展示も行われた（写真-18、19）。



写真-18 くす玉開披の状況



写真-19 ダムライトアップ・竹灯籠の展示

○ ダム堤体内を利用した日本酒の貯蔵による地域活性化（徳山ダム）（令和5年度の例）

徳山ダムでは、揖斐川町水源地域ビジョンに基づく特産品開発として、揖斐川町及び地元醸造会社と協働で、年間を通じて温度がほぼ一定であるダム堤体内の特殊環境を活用して日本酒を貯蔵・熟成させる取り組みを令和6年3月26日に開始した（写真-20）。



写真-20 堤体内への貯蔵状況



○ 流木ペインティング大会（一庫ダム）

令和6年8月25日に、一庫ダム水源地域ビジョン推進協議会が主催する「流木ペインティング大会」が開催されました。この大会は「廃棄物の有効利用とゴミ減量への意識啓発」や「水源地域を身近に感じ、美しい猪名川・知明湖の環境保全活動に対する理解の促進」を目的として、ダム湖で回収した流木を利用して参加者が思い思いのペインティングを施し、世界でたった一つの芸術作品に仕上げるもので、今回で18回目の開催となりました。（写真-21、22）。



写真-21 流木ペインティング大会の参加者



写真-22 流木へのペイント状況

③ 流域内の森林保全の取組

■ 森林保全を通じた関係者との連携推進

森林の保全は、土砂及び流木のダム貯水池への流入を抑制し、貯水池の容量を維持することで、貯水池機能の長寿命化に繋がることから、機構は、ダム流域内の森林保全活動に取り組む自治体、NPO等の関係機関と連携し、流域内の森林保全に協力している。

令和4年度から令和6年度において、延べ29施設において、水源地域ビジョンの活動等により、関係機関と連携して植樹等の水源地域の森林保全に取り組んだ。

表-3 流域内の森林保全の取組状況

年度	実施ダム	
令和4年度	11施設	岩屋、味噌川、徳山、牧尾、早明浦、寺内、大山、江川ダム 長良川河口堰、琵琶湖開発、香川用水
令和5年度	8施設	草木、岩屋、徳山、牧尾、早明浦、大山、江川ダム 長良川河口堰
令和6年度	10施設	下久保、草木、岩屋、徳山、牧尾、早明浦、大山、江川ダム 長良川河口堰、香川用水

（中期目標の達成見通し）

令和4年度から令和6年度において、延べ157のダム等管理施設を所管する事務所において、上下流交流の実施、地域イベントへの協力、施設見学会等の交流活動を通じて、施設の役割等を広報するとともに、積極的に施設周辺地域の方々と情報共有を図った。また、国土交通省主催の令和6年度第2回水源地域未来会議が、令和6年11月1日（金）にあさくら3ダム（寺内ダム・江川ダム・小石原川ダム）の位置する福岡県朝倉市において開催され、水資源機構は、福岡県、朝倉市とともに後援として参画し、その実施に貢献した。

水源地域と下流受益地の相互理解促進等のため、上下流交流会等を実施するとともに、施設周辺地域の方々との交流や情報共有を図り、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進するための各種取組についても積極的に実施した。

水源地域の発展に貢献するとともに、ダム施設の役割等の理解を深めることや水源地域との連携を図ることを目的として、10月から12月にかけて、ダム施設が所在する34の市町村を対象として、ダム所在市町村アンケート（アンケートは中期目標期間の最終年度の前年度に実施。前回実施は令和2年

度)を行い、結果をとりまとめた。アンケート結果に基づき把握したニーズを踏まえ、関係者と協働して水源地域振興等に取り組んでいく。

令和4年度から令和6年度において、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するための取組として、延べ26施設において、自治体、NPO等の関係者と連携して植樹等の森林保全活動を推進した。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の水準を満たすことができる見通しである。

8-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

(1) 施設・設備に関する計画

(中期目標)

機構の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証した上で、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を行うこと。

(中期計画)

本社、支社局等の保有する実験設備、情報機器等については、保有の必要性を検証したうえで、必要な設備等の機能を長期間発揮できるよう、的確な維持管理に努めるとともに、計画的な更新等を次のとおり実施する。

別表8 「施設・設備に関する計画」

内 容	予定（百万円）	財 源
情報機器等の更新等	2,000	機構法第31条に基づく積立金等

(令和4年度から令和6年度における取組)

○ 情報機器等の更新等

■ 情報機器等の更新等

必要な設備等の機能を確実に発揮できるよう、情報機器等の更新を計画的に実施した。（表-1）

表-1 情報機器等の更新等

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
情報機器等名	インボイス制度対応システム更新 等	グループウェア整備 等	人事総合システム再構築等
金 額	79	475	461

(中期目標の達成見通し)

本社、支社局等の保有する情報機器等の機能を確実に発揮させるため、必要な更新等を計画的に実施した。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標を達成できる見通しである。

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

計画的な人員配置を行うため、本社、支社局及び事務所ごとに作成する要員配置計画に基づき、業務量に応じて適時適切に人員配置を見直し、業務運営の効率化を図ること。その際、働き方改革の観点に留意すること。

安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、デジタル技術を利活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。

機構の給与水準については、国民の理解と納得が得られるよう透明性の向上に努め、公表するとともに、通則法の規定に基づき、国家公務員の給与水準を踏まえ、民間企業の給与水準を参考に、業務の特性や機構の業務実績、職員の勤務の特性等を適切に反映するとともに、給与体系の適切な運用を行うこと。

(中期計画)

- ① 本社、支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行う。その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意する。
- ② 効率的な業務遂行のため、繁忙期や緊急時においては、重点的な人員配置を行う。
- ③ 職員の能力や業績を適正に評価し、給与、人員配置等に反映する人事制度について、その適切な運用を図る。
- ④ 機構の役割を果たすために必要な人材の確保に係る方針を策定し、積極的な採用に係る広報活動に引き続き取り組むとともに、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を適宜行う。また、職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備を図る。
- ⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材の育成に係る方針を策定し、戦略的に人材の確保・育成を図るとともに、技術力の向上、必要な知識の修得、人間関係の構築、職種の垣根を越えた取組を推進させるための内部研修等を実施する。

特に、デジタル技術を利活用する専門人材の確保・育成及び機構職員全体のITリテラシーの向上を図る。

また、内部研修を補完し、より高度な専門的知識の修得、スキルの向上を図るため、外部機関が主催する研修に積極的に参加させる。

これらの取組に加えて、ダイバーシティ推進を図るための研修等を行う。

- ⑥ 給与水準については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、国家公務員や他の独立行政法人の給与水準等を十分考慮しつつ、業務の特殊性を踏まえ、引き続きその適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。
- ⑦ 働き方改革を推進し、生産性や業務効率の向上を図ることで、ワーク・ライフ・バランスの実現に努める。

(令和4年度から令和6年度における取組)

① 計画的な人員配置の見直し

■ 職員の勤務環境等の改善の観点に留意した人員配置

本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、令和7年度からの総管化を見据えた試行事務所も含め、計画的な人員配置を行った。その際、職員の勤務環境等の改善の観点にも留意した。

② 効率的な業務遂行のための人員配置

■ 人員配置の重点化

効率的な業務遂行のため、引き続き、早明浦ダム再生事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、寺内ダム再生事業等に重点的な人員配置を行うとともに、新規事業である利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水地区事業、筑後川下流用水総合対策事業に重点的な人員配置を実施するとともに、令和7年度からの総管化を見すえ、4試行事務所において重点的な人員配置を実施した。

③ 人事制度の適切な運用

■ 適正な人事評価と評価結果の反映

人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。

また、より業績評価を重視した評価制度の見直しを実施した。

④ 人材の確保に向けた取組

■ 人材の確保に係る方針に基づく取組

機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、毎年度採用計画を策定し、毎年3月より機構ウェブサイトにおいて採用情報の提供や就職活動サイトの活用による広報活動を開始した。

令和4年度採用活動において、これまで毎年秋頃から開始していた経験者採用の募集を前倒しで新卒採用と同時期から実施するようにしたほか、過去に機構を退職した元職員を対象としたカムバック採用の募集を開始するとともに、高卒指定校推薦について、従来の募集職種である電気通信職に土木職、機械職を追加した。

令和5年度採用活動において、高卒指定校推薦の対象校を拡大した。

令和6年度採用活動において、採用広報・エントリーから面接・合否通知するまでの一連の期間（クール）を設けて選考期間を区切り、エントリーシートの提出期限を複数回設けることにより、学生の応募促進を図る取り組み（採用クール制）を導入した。採用専用HP、リクルートパンフレット、リクルート用動画の全面リニューアルを行い、採用広報コンテンツの充実を図るとともに、高卒指定校推薦の募集職種について、建築職を追加した。また、学生の利便性を図るため、オンラインを活用しての筆記試験や適性検査の実施、WEBによる面接などを実施することにより採用試験実施について改善や向上に努めた。

■ 国、地方公共団体、民間企業等との人材交流

機構の役割を果たすために必要な人材を確保するため、適宜、国、地方公共団体、民間企業等との人材交流を行っている。

■ 積極的な採用に係る広報活動の取組

令和5年1月からリクルート体制の強化や採用に関する広報戦略の見直しを図るため、採用戦略チームを発足させ、令和6年4月から人財育成と採用戦略を一括して実施するため、人財育成・採用戦略担当課長を設置し、組織体制の整備を図った。

リクルーター（機構在籍の卒業生）による大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義の実施、また、全国の事務所をフィールドとしたインターンシップを募集、実施するなど、機構のPRに繋がる採用に係る広報活動を積極的に実施した。

機構の認知度を上げるため、令和6年度には全社的に30回の見学会（現場見学、職員との意見交換等）を計画した。女子学生については、専用の日程を設定し、内閣府男女共同参画局の「夏のリコチャレ」にも登録を行い、機構PRに努めた。

■ 職員一人一人が活躍できる雇用環境の整備

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づき、令和2年度から令和6年度末まで適用する一般事業主行動計画を策定し、女性活躍推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、仕事と育児を両立でき、一人一人が活躍できる雇用環境の更なる整備を図った。具体的には、女性活躍推進・支援に関する情報提供、育児休業制度等の周知、育児休業等制度利用者へのフォローアップ等を実施するとともに、各事務所において執務環境の更なる整備（女性更衣室、仮泊室の整備等）計画を立て取組を実施した。

令和6年度には、仕事と子育ての両立支援制度の一環として、こども家庭庁ベビーシッター利用割引券を導入し、希望者に交付した。

⑤ 業務の効率的、効果的な遂行を実現するための人材育成

■ 人材育成に係る方針の策定

昨今、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの重視、少子化対策の拡充、個人の時間の確保、社会人としてのキャリアの上昇志向、転職による人材流出への対応など機構を取り巻く状況が変化している。

また、機構においては、人員不足、離職者の増加によりOJTが不十分となり、若手職員及び中堅職員の技術力の低下、中堅職員の指導力の低下といった課題に対応するため、令和6年4月から人財育成プログラム改正した。

上記、人財育成プログラムの見直しを踏まえた研修計画を新たに策定し、特に若年層への研修を強化することでOJTの機能不足を保管すると共に、研修で得た知識が定着するよう研修効果の測定と人財育成室によるフォローも併せて実施した。

■ 研修等を通じた職員の人材育成

職員の能力向上や等級に応じた知識等の習得のため研修計画を策定し、内部・外部研修に職員を積極的に参加させることにより職員に機会を与え、職員の資質向上を図った。

令和6年度から若年層の育成強化等のため、各職種別の研修計画を策定し、専門研修を充実させ、実施した。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に導入したWEB研修方式を引き続き活用しつつ、研修内容に応じて集合での研修を実施し、適切に人財育成を図った。

1. 内部研修等

職員の等級に応じた階層別研修に加え、職種ごとの専門研修、若手職員を対象としたフォローアップ研修、職種の垣根を越えた分野を対象とする特別研修を着実に実施した。

また、若年層の基礎的な実務能力、技術力の習得のため、入社5年目までに集中して研修教育を実施するとともに、人財育成室により、研修のフォローアップや意見聴取を少人数で実施した（写真-1）。



写真-1 内部研修の状況

2. 外部機関が主催する研修

ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関（国土交通省、農林水産省等）が実施する専門研修を積極的に受講させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上を図った。

■ 情報処理技術の専門人材の確保・育成及びITリテラシーの向上

若年層職員やIT担当者向けに情報セキュリティマネジメントの基礎知識習得のための研修や、ITハースポーツカリキュラムに基づく研修等を実施した。また、ITリテラシー向上のためのITマガジンや、Microsoft 365の活用情報を定期的に全職員に配信し、ITリテラシーの向上を図った。

管理職層を対象とした研修において、ハラスメント防止及びダイバーシティ推進に係る講義を実施した。また、ハラスメント防止については、毎年コンプライアンス推進月間において、機構業務に従事するすべての者を対象とした事務所単位での研修、さらに役員及び幹部職員対象の研修などの取組を実施し、ハラスメントのないやりがいのある職場環境作りに努めた。

■ 若手職員に係る業務遂行体制整備の取組

若年層職員等が抱える悩みや疑問を共有し、安心して業務に従事できるよう課題解決に向けて組織として協同で取り組む体制を整備した。

令和3年度から入社4年目までの職員を対象に実施しているチューター制度について、令和6年度に制度を一部見直し、従来の管理職に加えて新たに3・4等級職員のうち事務所全体の中心的役割を担っている職員をチューターとして指名できることとし、若手職員に近い視点で指導・助言に取り組んでいる。また令和4年度から経験値の高い継続雇用従事者を活用したヘルプデスクを設置し、若手職員の業務遂行のフォローに取り組んでいる。

⑥ 給与水準の適正化と検証結果及び取組状況の公表

■ 給与抑制の措置

以下に掲げる給与抑制の措置を講じた（表-1）。

表-1 給与抑制の措置

措置項目	措置内容
役職員本給	<ul style="list-style-type: none"> ・役員及び職員の本給5%カット（諸手当、業績手当を含む。） ・令和6年度においては役員及び職員の本給4%カット（諸手当、業績手当を含む。）
地域手当異動保障	・役員及び職員の地域手当の異動保障凍結

■ 対国家公務員指数

対国家公務員指数は、表-2のとおりである。

表-2 対国家公務員指数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年齢勘案	103.2	103.2	● ●
年齢・地域・学歴勘案	109.8	110.1	● ●

■ 給与水準の妥当性に関する検証

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、令和6年度の給与水準の妥当性について検証を行った（表-3）。

表-3 給与水準の妥当性に関する検証結果

<p>【自己検証結果】</p> <p>職員の給与水準については、機構が公共的な事業の実施を主な業務としている法人であることを踏まえ、国家公務員及び公共事業を実施している他の独立行政法人のうち、常勤職員数や事業規模で比較的同等と認められる法人を参考として設定している。</p> <p>また、全国転勤を含めた人事異動及び主な業務場所が山間僻地等であること、更に災害による被害の防止等を図るため、危機管理上24時間即応体制を執っていることなど機構業務の特殊性を考慮すれば、給与水準は妥当であると考えている。</p>
<p>【主務大臣の検証結果】</p> <p>当法人の業務目的は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給を図ることである。</p> <p>その業務内容に鑑みれば、給与水準の設定の考え方は、国家公務員行政職（一）の平均給与月額及び比較的同等と認められる規模の独立行政法人を踏まえて定められており、適当である。</p> <p>また、給与実績は給与水準の設定の考え方に対応しており、法人の検証結果は適当である。（P）</p>

■ 監事による監査

令和5年度の給与水準の妥当性に関する検証について、令和6年5月に監事による監査を受け、理事長の報酬水準及び職員の給与水準とともに「設定についての考え方は、妥当であると認める。」との意見を得た。

■ 検証結果及び取組状況の公表

「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、令和5年度の給与水準の妥当性に関する検証結果及び取組状況について、令和6年6月にウェブサイトで公表した。

⑦ 働き方改革の推進

■ 働き方改革の取組

令和3年4月1日に、新型コロナウイルス感染症対策として効果的な取組も取り入れた「水資源機構の働き方改革の取組について」を理事長メッセージとともに機構内に発信した。これを受け、各部署及び全職員は、ブリッジ休暇の取得推進やMY定時退庁日の設定等ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、働き方改革に取り組んだ。また、在宅勤務制度やWEB会議システム等を積極的に活用し、生産性や業務効率の向上を図った。

(中期目標の達成見通し)

本社・支社局及び全事務所の要員配置計画に基づき、計画的な人員配置の見直しを行った。その際、職員の勤務環境の改善の観点にも留意した。

効率的な業務遂行のため、引き続き、早明浦ダム再生事業、木曽川用水濃尾第二施設改築事業、寺内ダム再生事業等に重点的な人員配置を行うとともに、新規事業である利根川河口堰大規模地震対策事業、群馬用水地区事業、筑後川下流用水総合対策事業に重点的な人員配置を実施した。

人事評価制度により職員の能力や業績を適正に評価し、その結果を昇給・昇格、人員配置等に反映させるなど適切に運用を行った。

機構の役割を果たすために必要な人材を確保するための方針として、毎年度採用計画を策定し、募集時期の前倒しや拡大を図る他、オンラインを活用して受験機会の確保、利便性の向上に努めることにより、人材確保を行った。

また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施した。

令和2年度から令和6年度末まで適用する一般事業主行動計画に基づき、女性活躍・推進を含むダイバーシティの積極的な推進の下、一人一人が活躍できる環境整備に取り組んだ。

人財育成プログラムの見直しを踏まえた研修計画を新たに策定し、特に若年層への研修を強化することでOJTの機能不足を保管すると共に、研修で得た知識が定着するよう研修効果の測定と人財育成室によるフォローも併せて実施した。

Microsoft 365の活用方法、情報システムの基本的事項及び、ITに関する用語などを分かりやすく掲載したITマガジンを、全職員に向けて定期的にメール等で配信している。また、情報システム特別研修を実施し、専門人材の育成に努め、職員のITリテラシー向上に取り組んだ。

また、ダム管理技術、電気通信、施工管理分野等の外部機関が実施する専門研修を積極的に受講させ、内部研修では修得できない分野の高度な専門知識の修得、職員の資質の向上を図った。

これらの取り組みに加えて、女性活躍推進を含むダイバーシティ推進を図るための研修も積極的に実施した。

給与水準の適正化を図るため、給与抑制措置を継続するとともに、給与水準の妥当性について検証を行い、ウェブサイトで公表した。

ブリッジ休暇の取得推進や毎日定時退庁日の設定等、ワーク・ライフ・バランスを実現するためのそれぞれの目標を掲げ、在宅勤務制度やWEB会議システム等を積極的に活用し、生産性や業務効率の向上を図ることで働き方改革を推進した。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しである。

(3) 中期目標期間を超える債務負担

(中期目標)

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える債務負担を検討すること。

(中期計画)

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、必要に応じて第5期中期目標期間を超える契約を行う。

(令和4年度から令和6年度における取組)

○ 第5期中期目標期間を超える契約

■ 業務の継続的かつ効率的な執行のための第5期中期目標期間を超える契約

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、第5期中期目標期間を超える契約を324件行った（表-1）。

表-1 第5期中期目標期間を超える主な契約の一覧

事務所名	件 名
本社	早明浦ダム再生事業増設洪水吐工事 外29件
総合技術センター	福井事務所借上料 外5件
利根導水総合事業所	武藏水路施設維持管理工事 外10件
思川開発建設所	南摩ダム・導水路管理用制御処理設備工事 外2件
沼田総合管理所	空調設備点検業務 外12件
利根川下流総合管理所	新附洲閘門機場ポンプ設備点検整備業務 外7件
荒川ダム総合管理所	複合機賃貸借及び保守業務 外8件
千葉用水総合管理所	成田用水施設改築事業土木・設備現場技術補助業務 外13件
下久保ダム管理所	下久保ダム管内水質観測設備保守業務 外6件
草木ダム管理所	草木ダム水質自動観測設備外保守業務 外10件
群馬用水管理所	群馬用水施設監視等業務 外5件
霞ヶ浦用水管理所	霞ヶ浦揚水機場高調波フィルタ設備外整備工事 外2件
中部支社	中部支社管内自家用電気工作物保守業務 外8件
豊川用水総合事業部	豊川用水管理補助業務 外11件
木曽川水系連絡導水路建設所	木曽川水系連絡導水路基本検討業務 外1件
愛知用水総合管理所	愛知用水施設監視等業務 外19件
木曽川用水総合管理所	濃尾第二改築葛木揚水機場ポンプ設備改修工事 外9件
岩屋ダム管理所	岩屋ダムエレベータ設備点検業務 外2件
阿木川ダム管理所	阿木川ダム管理用制御処理設備工事 外5件
徳山ダム管理所	徳山ダム管理用制御処理設備工事 外6件
長良川河口堰管理所	連絡車賃貸借 外3件
味噌川ダム管理所	味噌川ダム管理用制御処理設備工事 外4件
三重用水管理所	三重用水施設管理補助業務 外3件
関西支社	淀川本部管内水質観測設備保守業務 外12件

琵琶湖開発総合管理所	連絡車賃貸借 外10件
木津川ダム総合管理所	川上ダム管理用制御処理設備工事 外19件
一庫ダム管理所	AED賃貸借 外1件
日吉ダム管理所	連絡車賃貸借 外2件
吉野川本部	吉野川管内自家用電気工作物保守業務 外5件
吉野川下流域建設所	借上宿舎賃貸借 外1件
池田総合管理所	池田総管管内水質自動観測設備保守業務 外14件
旧吉野川河口堰管理所	旧吉野川河口堰外堰管理用制御処理設備工事
香川用水管理所	香川用水水管理制御処理設備保守業務 外7件
筑後川局	筑後川局管内ゲート設備外点検整備業務 外7件
筑後川上流総合管理所	女男石頭首工管理用制御処理設備工事 外13件
筑後川下流総合管理所	筑後川下流総管観測設備保守業務 外17件
本社及び35事務所等	324件

(中期目標の達成見通し)

中期目標期間中の事業を効率的に実施するため、本社及び35事務所等で第5期中期目標期間を超える契約を行った。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しである。

(4) 積立金の使途

(中期目標)

将来の金利変動リスクへの対応等を勘案しつつ、国及び利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用すること。

(中期計画)

国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等の取組に活用する。その中で、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に対応する。

(令和4年度から令和6年度における取組)

○ 積立金の活用

本中期目標期間における水資源機構法第31条に係る積立金の処分（約145億円）については、令和4年6月30日付で国土交通大臣の承認を受け、国及び利水者負担の軽減に資する取組に充当して以下のとおり、**約●百万円**（税込）を活用した。

なお、令和6年度末の積立金残高は**約●億円**である。

1. 管理業務事務費負担軽減積立金

管理業務で負担している本社・支社・局の経費の一部及び管理所等の人事費の一部に充当 **（約●万円）**

2. 管理経費等負担軽減積立金

近年の降雨の不安定化による利水安全度の低下等による管理施設の被害、水資源開発施設の老朽化等の喫緊の課題への対応に活用 **（約●百万円）**（表-1）。

3. 事業整理等積立金

愛知用水の幹線水路農業専用区間負担金への一部充当、愛知用水及び豊川用水における事業用地の権利関係の適正化等の経費に活用 **（約●百万円）**。

表-1 管理経費等負担軽減積立金の主な活用内容と活用額

（単位：百万円）

項目	主な活用内容	活用額
気候変動や異常気象、大規模災害、老朽化等による治水・利水への影響への対応	水資源開発施設の治水機能及び利水安全度の向上に関する検討、突発的な事象等への対応、災害発生時の施設機能の早期確保及び被害軽減の取組等の大規模災害発生への対応、情報機器等の更新等の施設老朽化等への対応等に積立金を活用する。 •既存ダム等における治水機能と利水安全度の向上に関する検討 •ダム等施設管理の高度化に関する検討 •突発的な事象等への対応 •災害発生後の施設機能の早期確保と被害軽減の取組 •危機管理のための施設保全 •水路等施設における管理業務の省力化・高度化に関する取組 •情報機器等の更新等	約●
治水・利水に関する技術力の維持・向上	研修等を通じた技術力の維持・向上、ICT等を活用した管理の高度化の検討等の治水・利水に関する技術力の維持・向上に積立金を活用する。 •外部研修等を通じた技術力の維持・向上 •知的財産（特許権等）の取得等 •統合水資源管理の普及推進と情報収集・発信の取組 •管理技術の省力化・効率化検討と組織的実装・運用	約●
管理経費等負担軽減積立金 計		約●

（注）各欄の合計と合計欄の数値は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(中期目標の達成見通し)

積立金については、気候変動や異常気象等による治水・利水への影響、大規模災害の発生、水資源開発施設等の老朽化、治水・利水に関する技術力の維持・向上といった喫緊の課題等に重点的に活用し、国や利水者等の負担軽減を図る観点から、経常的な管理経費の縮減、大規模災害や事故等への対応、調査・検討や技術力の維持・向上等に取り組んだ。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しである。

(5) 利水者負担金に関する事項

(中期目標)

利水者の負担金の支払方法について、利水者の要望も踏まえ適切に対応すること。

(中期計画)

- ① 利水者の負担金の支払方法について、利水者の適切な判断に資するよう、各支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望には可能な限り応じる。
- ② 利水者から要望のある割賦負担金の繰上償還については、繰上償還を受ける割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受ける。ただし、機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還で機構が認めたものを除く。

(令和4年度から令和6年度における取組)

① 当該年度支払の活用

■ 建設事業

ダム等建設事業の利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行った。その結果、令和6年度までに旧吉野川河口堰等大規模地震対策事業及び利根川河口堰大規模地震対策事業の利水者7者について当該年度支払の希望があったことを受け、利水者の要望を踏まえた支払方法により支払に係る手続を行い、負担金の納入を受けた。また、木曽川水系連絡導水路事業の利水者についても引き続き、当該年度支払による負担金の納入を受けた。

用水路等建設事業の利水者に対しても同様に、情報提供を行った。その結果、令和6年度までに群馬用水施設改築事業の利水者4者について当該年度支払の希望があったことを受け、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。また、利根導水路大規模地震対策事業等の利水者についても、引き続き、当該年度支払による負担金の納入を受けた。

② 割賦負担金の繰上償還

機構の成立前に償還を開始した割賦負担金の繰上償還については、利水者の要望を踏まえ、令和4年度及び令和5年度に、機構の財政運営を勘案の上、約34億円を受入れ、令和5年度を以てすべて終了となった。

令和6年度以降は、機構の成立後に償還を開始した割賦負担金の償還のみとなり、割賦負担金の現在価値額及び経過利息額の合計額を繰上償還額として受け入れることとしているが、令和6年度においては、利水者からの繰上償還の要望はなかった。

(中期目標の達成見通し)

当該年度支払の活用を最大限図るため、関係利水者に対し、当該年度支払と割賦支払方式による負担額等に関する積極的な情報提供を行い、利水者の要望を踏まえた支払方法により、負担金の納入を受けた。

また、利水者から要望のあった割賦負担金の繰上償還については、機構の財政運営を勘案の上、適切に対処した。

引き続き、令和7年度もこれらの取組を実施することにより、中期目標における所期の目標の水準を満たすことができる見通しである。